

## 東京家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

令和元年7月12日（金）午後3時から午後4時30分まで

### 第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

### 第3 出席委員（五十音順，敬称略）

相原佳子，市川真由美，犬伏由子，大竹寿幸，折井純，甲斐哲彦，栗原由美，  
齊藤明義，佐藤浩二，澁谷博之，園原敏彦，平尾武史，平松剛，三木明香，  
水野有子，渡邊範道

### 第4 テーマ

「外国人の家事事件」

### 第5 議事内容

#### 1 開会宣言

#### 2 新任委員紹介，挨拶

#### 3 外国人の家事事件について，東京家庭裁判所の裁判官及び家裁調査官を説明者とする説明がされた。

#### 4 意見交換（○＝裁判所説明者，△＝委員の発言）

△ 外国人の家事事件が増えている背景は何か。

○ 純粹に，外国人の在留者が増加していることが要因であろうと思われる。

△ 外国人の調停は，日本人の場合と比較して困難か。

○ 子の監護をめぐる問題などでは，調停が不成立となり，審判に移行する割合が日本人と比べて高いという印象だが，外国人の調停全般における調停成立率が極端に低いわけではなく，外国人の調停が日本人の場合と比較して困難であると断言することはできない。

△ 面会交流にしても，監護者の指定にしても，子の権利を守ることが一番大事な視点になると思うが，当事者が激しく対立している場合，裁判所として

どのような点に配慮しているのか。

○ 裁判所としても、子の利益を一番に考えている。当事者は、紛争状態にあることから、往々にして、子の立場や心情を考えられなくなってしまうことがある。そのような場合は、家裁調査官が直接子と面接したり、両親に対し、子の将来等について改めて真剣に考えてもらうという視点を入れながら面接した上で、両親に働き掛けを行うなどして、子の利益が守られるよう配慮している。

△ 外国人の場合、考え方が日本人と異なることから、結局日本人寄りになるなどして、判断が偏るということはないのか。

○ 外国人であれ、日本人であれ、当事者が生まれ育ってきた背景を理解するように励行すれば、当該当事者の考え方が理解できないことはなく、判断が偏るということはない。

△ 調停委員として感じることだが、外国人の場合には、その国の文化や宗教、社会風習などが異なるため、争いが激化することがある。また、慣れない日本に来たため、調停に巻き込まれた不安や不信感などもあり、主張が激しくなることもある。そのような気持ちを少しでも和らげるため、調停委員としては、研究会の場などでさまざまな国の情報を交換することで知識を得て、外国人に不公平感を持たせないようにすることが重要だと感じている。

△ 通訳や翻訳に関して、何か感じているところはあるか。

○ 手続代理人として弁護士が選任されていることが多く、かつ、外国語を非常に流暢に話されることも多いので、当事者との意思疎通について、心配となるような事態は生じていない。また、調停委員も、語学に堪能な人を選任するようにしており、特に問題は感じていない。英語、仏語及び中国語の少なくとも3か国語には対応できている。

△ 外国では離婚後は共同親権となる国が多い。日本では単独親権であることについて、外国人の当事者から説明を求められることはないか。

○ 外国人の当事者，特に日本人と婚姻したような方については，日本法の下においては，離婚後は単独親権となることは既に知っており，そのことについて裁判所に説明を求められた経験はない。

△ 広報や案内など，裁判所として，外国人向けに工夫している点はあるか。

○ 渉外調停・審判事件を担当する部署においては，可能な限り，英語等の外国語が可能な職員を複数配置するようにしている。また，当庁においては，英語で記載された面会交流の留意点についてのパンフレットを用意している。その他，東京高地区簡裁の霞が関庁舎全体としては，日本語による会話ができない来庁者への対応を行うため，一般職の中から外国語に堪能な協力者を募り，あらかじめ名簿登録した上で，手続案内等のサポートを行う制度がある。

△ 外国人の親からの面会交流についても，月1回という原則か。

○ 面会交流を求める親が，それまで子にどのように関与してきたのかということ十分に考慮しながら，面会交流の頻度について検討しているのものであって，原則としての決まった回数があるわけではない。

△ 外国人の家事事件を担当する人的態勢はどうか。

○ 東京家裁家事部に渉外家事事件を専門に扱う係を整備したのは，平成26年4月であり，現在も，専門の係が設けられているのは，全国で東京家裁のみであるという認識である。当時は，書記官3人の係であったところ，現在は，その2倍程度の態勢となっている。

5 次回テーマの選定 少年審判手続における付添人の活動等について

6 閉会宣言

第6 次回日時

令和元年11月18日（月）午後3時と決定した。